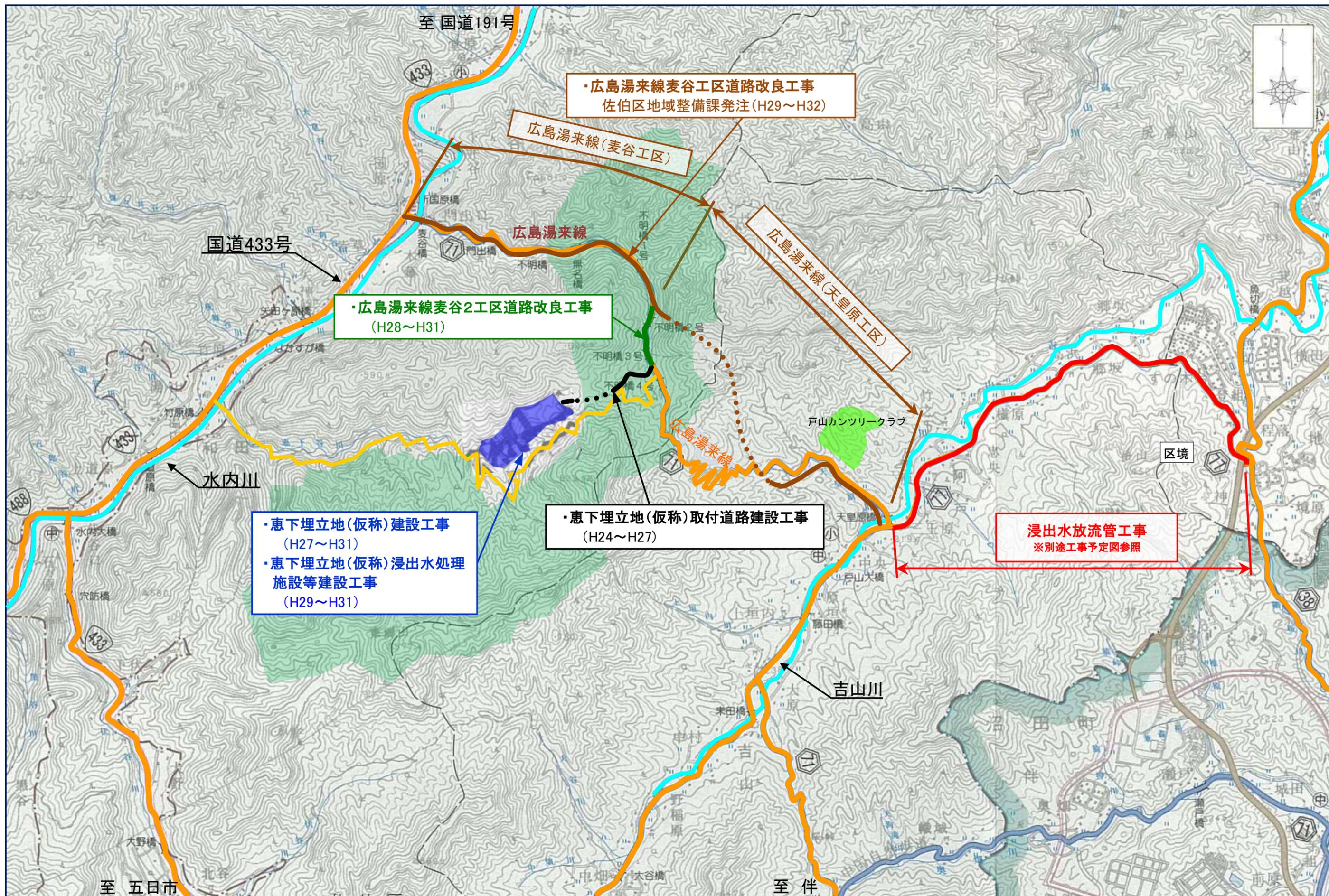


# 恵下埋立地整備事業位置図

【資料1】

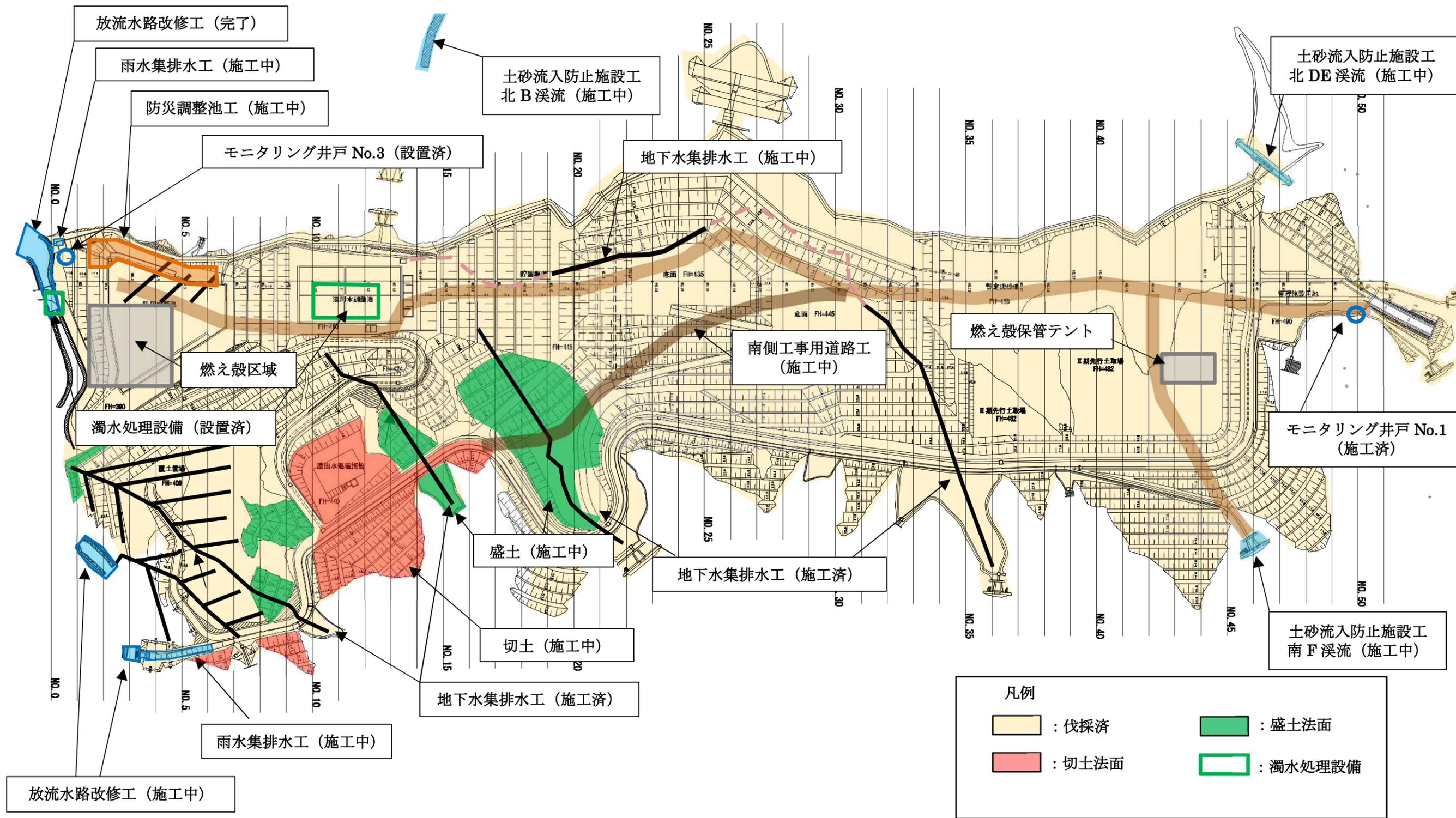


作業状況

工事着手から現在まで以下の作業を実施しています。（平成 28 年 5 月～平成 30 年 4 月）

作業内容：準備工（伐採工、工事用道路工）、仮設工（仮設沈砂池、濁水処理設備）、

切盛土工、法面工、地下水集排水工、雨水集排水工、放流水路改修工、防災調整池工、土砂流入防止施設工、モニタリング井戸工



法面工



①プレキャスト法枠



②植生基材吹付

③ 防災調整池工



全景

④雨水集排水工



南バイパス水路

⑤地下水集排水工



Φ1350管敷設

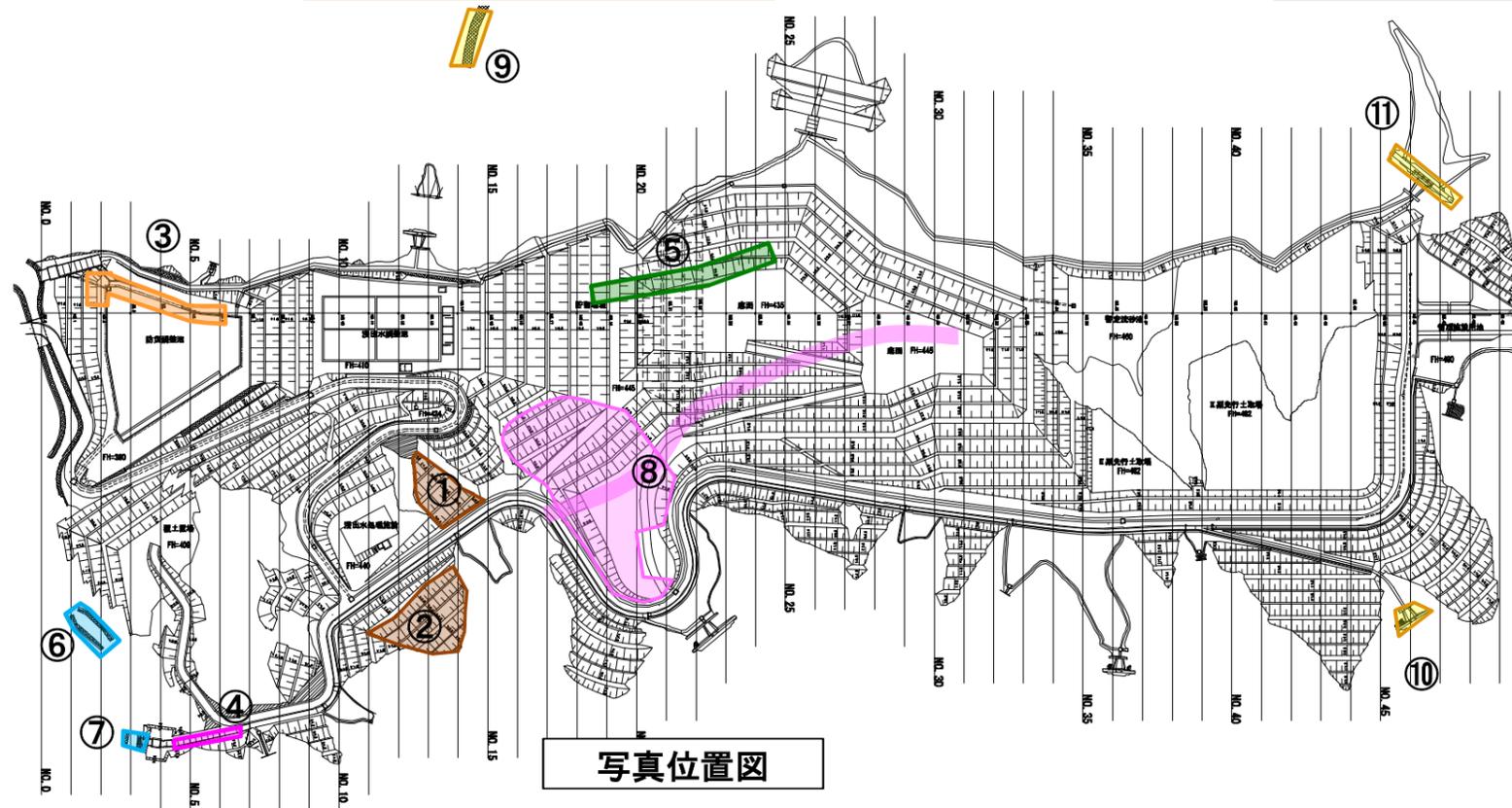
放流水路改修工



⑥3号ブロック



⑦4号ブロック



⑧造成工



盛土工



南側工事用道路

土砂流入防止施設



⑨北B溪流



⑩南F溪流



⑪北DE溪流



恵下埋立地（仮称）の工事区域内における鉛の土壤汚染状況調査について（中間報告）

1 鉛の土壤汚染状況調査（中間報告）について

(1) 経緯

- ① 本市が一般廃棄物の最終処分場として整備を進めている恵下埋立地（仮称）の建設工事（以下「建設工事」という。）の区域内において、平成28年8月、廃タイヤの燃え殻が発見され、その燃え殻を分析したところ、ダイオキシン類と鉛が検出されました。
- ② 周辺住民の皆様の不安を払拭するため、燃え殻の発見された場所から上の地域におけるダイオキシン類と鉛の有無を確認することとし、平成29年4月から5月までの間、工事区域内の6地点の表層土壌の環境調査（以下「追加表層土壌調査」という。）を実施したところ、3地点で環境基準を超える鉛が検出されました。（ダイオキシン類については、全ての地点で環境基準以下。）
- ③ この調査結果を受け、改めて、平成29年6月末から、土壤汚染対策法（以下「土対法」という。）に基づき、環境大臣の指定を受けた指定調査機関による土壤汚染状況調査を実施しました。

(2) 調査の概要

- ① 指定調査機関が、建設工事区域（土地を改変する区域）約27万㎡の全域について、30m格子区画で区分し、それぞれについて以下のとおり、鉛の土壤溶出量<sup>※1</sup>と鉛の土壤含有量<sup>※2</sup>の調査を実施しました。

調査の場所		調査の方法（又は調査の考え方）
ア	追加表層土壌調査で、環境基準を上回る鉛が検出された土壌②、土壌③、土壌④の地点を含む30m格子区画内	(1) それぞれ9つの単位区画(10m格子)毎に、試料を採取して分析
イ	アの調査区画以外の試料採取区域	(1) 30m格子区画毎において、それぞれ5地点で試料を採取し、それらを混合して分析 (2) (1)の調査で、土壤溶出量の基準を超えた30m格子区画については、アの調査方法で再調査
ウ	試料採取が不要とした区域	(1) 追加表層土壌調査の結果と、上記ア及びイの調査結果を踏まえ決定

※1 鉛の土壤溶出量（基準：0.01mg/L以下）：土壌から10倍量の水を加えて十分に振り混ぜた場合に、水に溶解してくる鉛の量

※2 鉛の土壤含有量（基準：150mg/kg以下）：土壌の中に含まれている鉛の量

- ② なお、廃タイヤの燃え殻区域については、燃え殻の撤去後に、鉛の土壤汚染状況調査を実施します。

2 調査結果（中間報告）

調査の結果、以下の土地について、鉛による土壤汚染を確認しました。（位置図参照）

- (1) 鉛の土壤溶出量基準を超過した土地：単位区画9か所（約900㎡）
- (2) 鉛の土壤含有量基準を超過した土地：単位区画1か所（約100㎡）

【土壤汚染が確認された区画の調査結果（中間）一覧表】

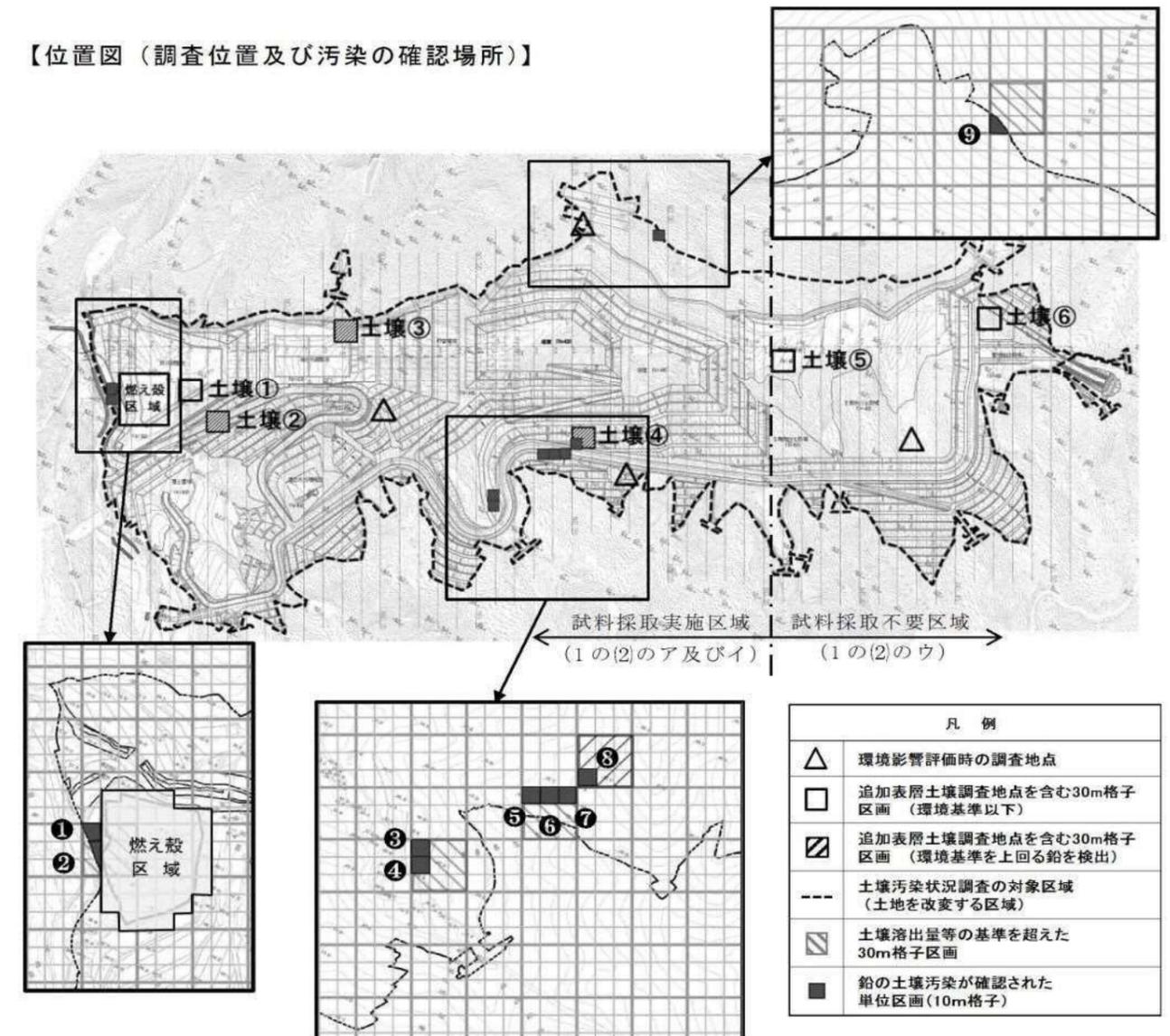
調査項目	単位	基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
鉛の土壤溶出量	mg/L	0.01	0.014	0.018	0.030	0.020	0.021	0.023	0.013	0.012	0.025
鉛の土壤含有量	mg/kg	150	47	47	16	16	18	18	18	29	240

※  は基準超過を表す。

3 今後の対応

- (1) 土壤汚染が確認された単位区画9か所（約900㎡）については、汚染のある区域として指定するなど、土対法に基づく手続きを進めます。
- (2) 当該区画については、土壤汚染の深さを特定した後、建設工事の施工前に、土壤汚染対策（汚染の除去や封じ込め等）を実施します。
- (3) 土壤汚染が認められなかった区域については、建設工事を再開します。

【位置図（調査位置及び汚染の確認場所）】

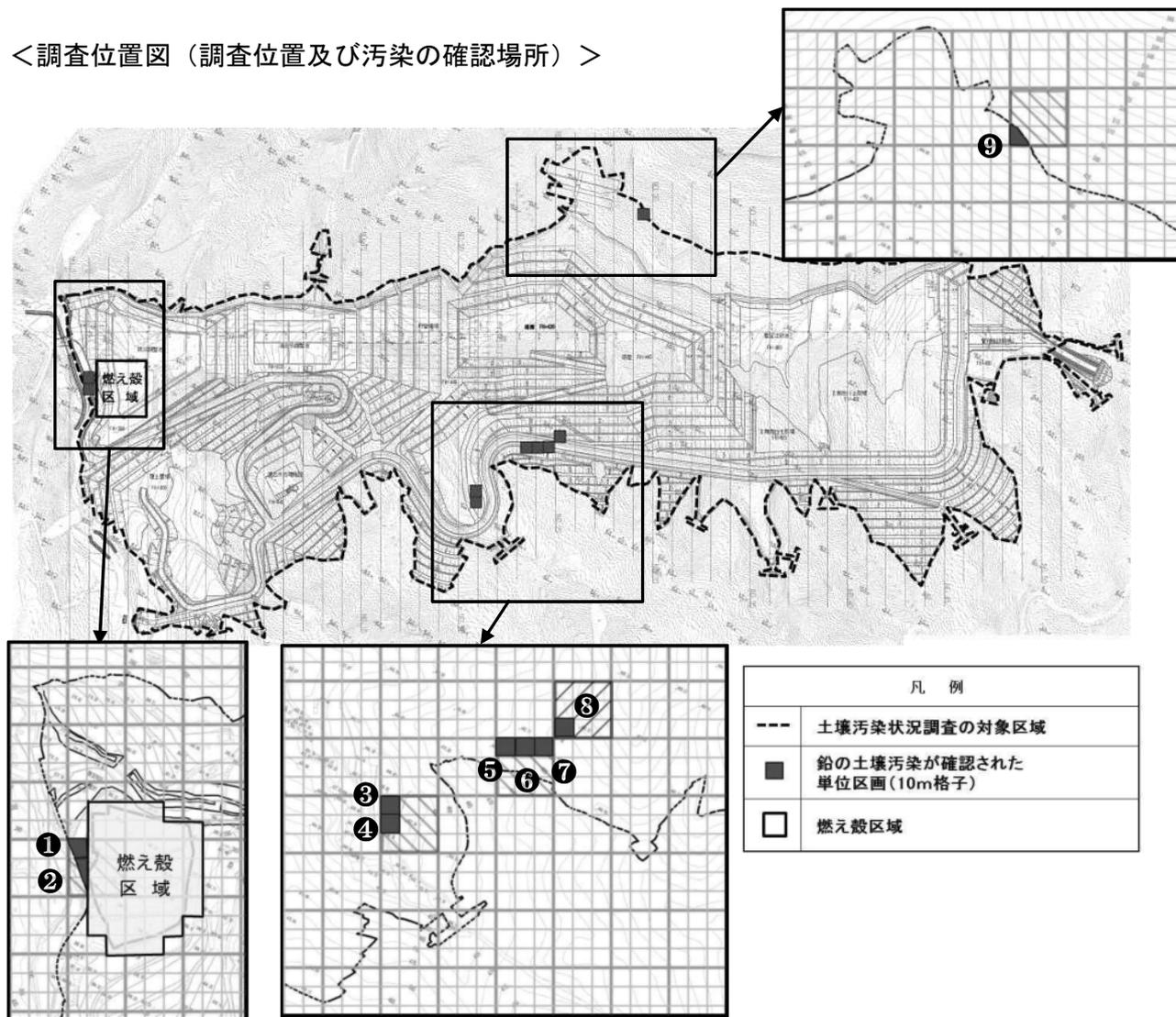


恵下埋立地(仮称)の工事区域内における土壌汚染の詳細調査結果について

平成29年6月末から実施した鉛の土壌汚染状況調査により、土壌汚染が確認された9区画の内、現在の工事区域外の⑨を除く8区画の深さ方向の汚染状況の調査を実施しました。

その調査結果は以下のとおりです。

＜調査位置図（調査位置及び汚染の確認場所）＞



凡 例	
---	土壌汚染状況調査の対象区域
■	鉛の土壌汚染が確認された 単位区画(10m格子)
▨	燃え殻区域

＜調査結果＞

以下の調査結果のとおり、表層土壌より下部の土壌については、①区画で0.8m、③区画で3.2m、④区画で2.0mの深さで汚染の基準を超過しました。

それ以外の5区画については、表層土壌の下部での汚染は確認されませんでした。

【調査結果一覧表】〔調査項目：鉛の土壌溶出量（基準：0.01 mg/L 以下）〕 (単位 mg/L)

深度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
表層土壌 (~0.5m)	0.014	0.018	0.030	0.020	0.021	0.023	0.013	0.012
汚染を 確認した 下部土壌	0.026 (深度 0.8m)	汚染なし	0.019 (深度 3.2m)	0.026 (深度 2.0m)	汚染なし	汚染なし	汚染なし	汚染なし

※  は基準超過を表す。表層土壌については、前回の分析値を記載。

# 広島湯来線麦谷2工区道路改良工事について

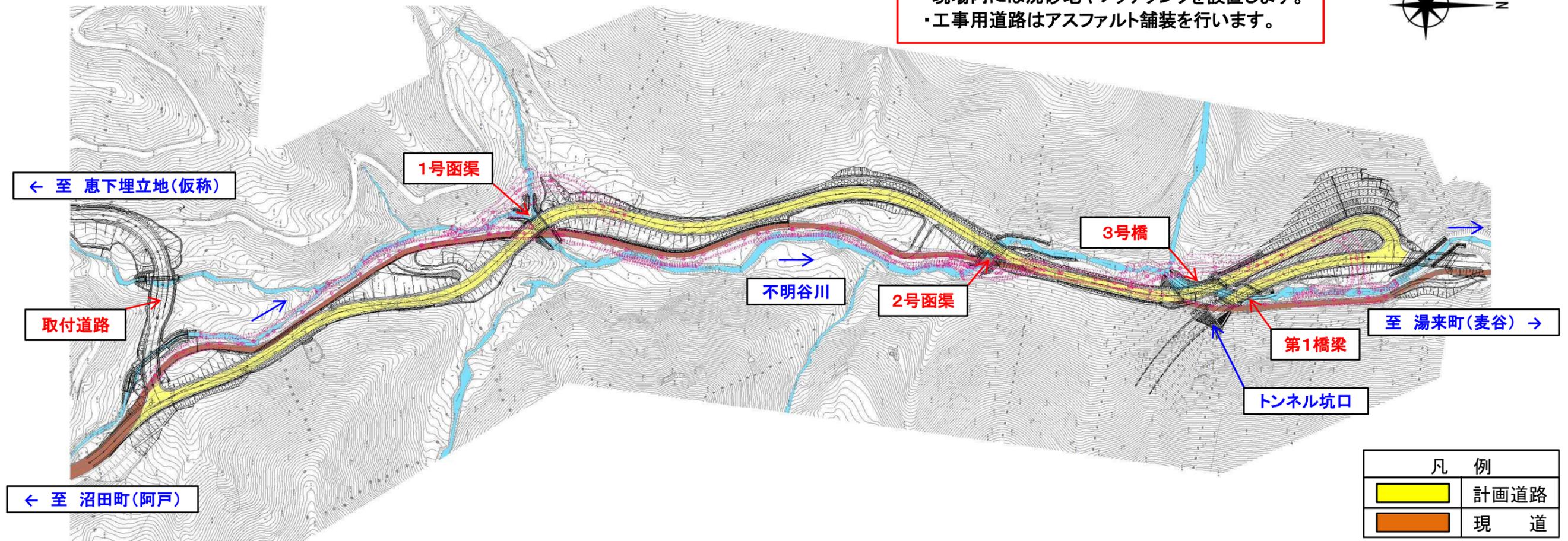
## 1 工事概要

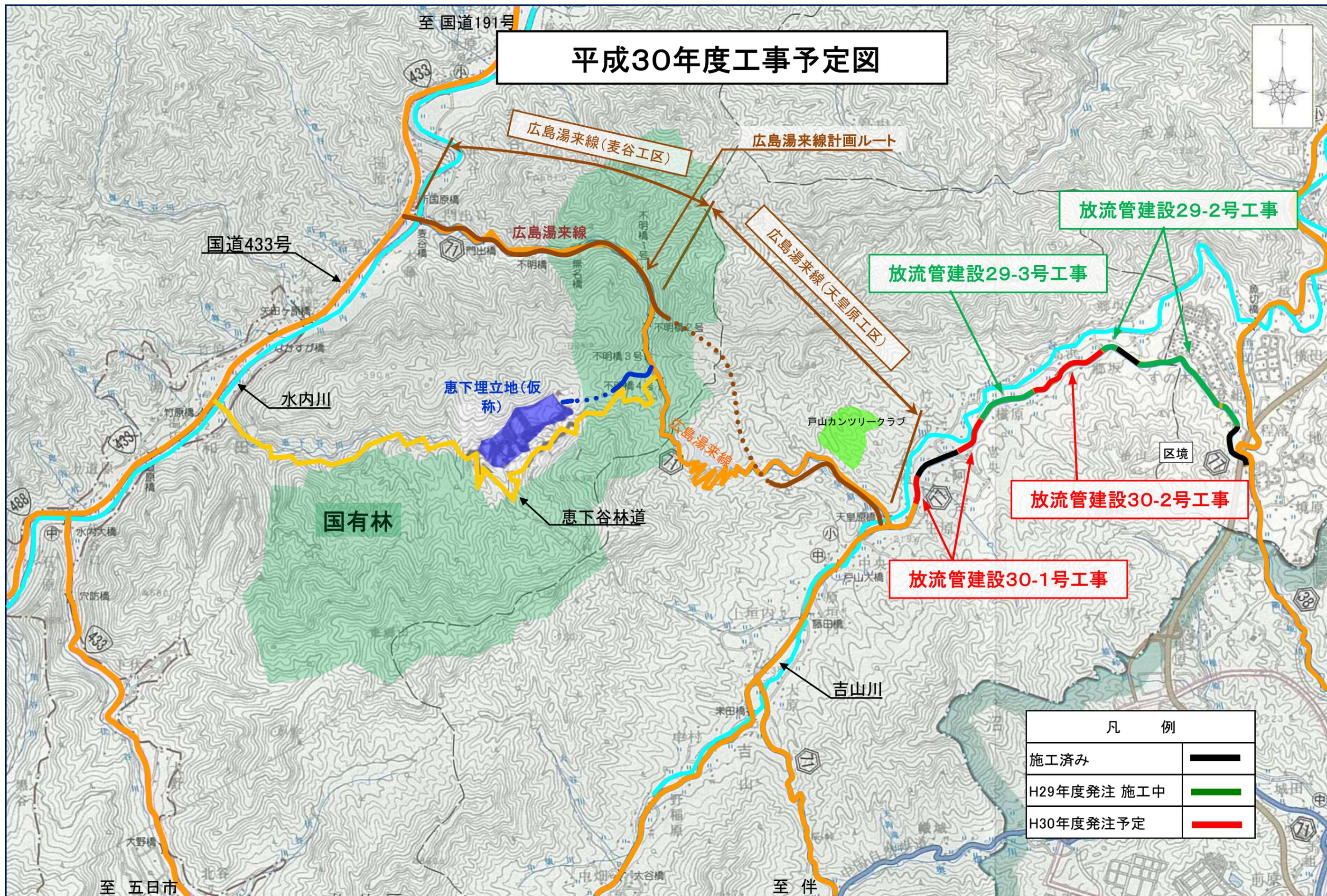
- 工事名: 広島湯来線麦谷2工区道路改良工事
- 工期: 平成28年12月16日から平成32年3月10日まで
- 施工業者: 錦建設株式会社
- 工事概要: 延長 840m、幅員 7.0m
- 主な工種: 道路土工、法面工、擁壁工、函渠工(1号・2号函渠)、橋りょう工(第1橋梁、3号橋)、仮設工(工事用道路)、付帯工、準備工(伐採工)
- 作業日: 月曜日～土曜日(祝日含む) (※日曜日は原則として休工日とします。)
- 作業時間: 8:00～17:00 (※作業の内容により、上記の時間を変更することがあります。)
- 作業の内容によって、安全確保のため、通行止めを行います。  
この場合、佐伯区地域整備課の道路改良工事とも調整を取り事前に周知します。
- 平成30年3月27日に保安林解除となり、現在、国有地の買収手続を進めています。

## 平面図

### 濁水対策について

- ・現場内には沈砂地やノッチタンクを設置します。
- ・工事用道路はアスファルト舗装を行います。



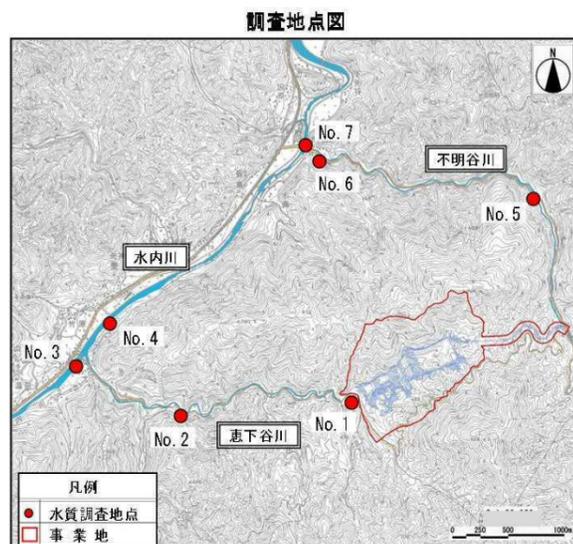


埋立地周辺の環境調査について

1 平成29年度の水内地区の環境調査について

2 環境調査の測定結果について

5月30日の採水結果でpHが、8月28日の採水結果で大腸菌群数が基準値を超えています。その他の項目については、基準値以下または、検出されませんでした。



	調査項目	調査地点及び頻度
事後調査	水素イオン濃度 (pH)	No. 1～7 4回/年
	浮遊物質量 (SS)	No. 1～7 降雨時1回 (90分毎に9回測定)
	濁度	
水質調査	生活環境項目 (5項目)	No. 1・2 4回/年 No. 4・5 1回/年
	健康項目 (27項目)	
	ダイオキシン類	

	: 基準値以下
	: 基準値を超過

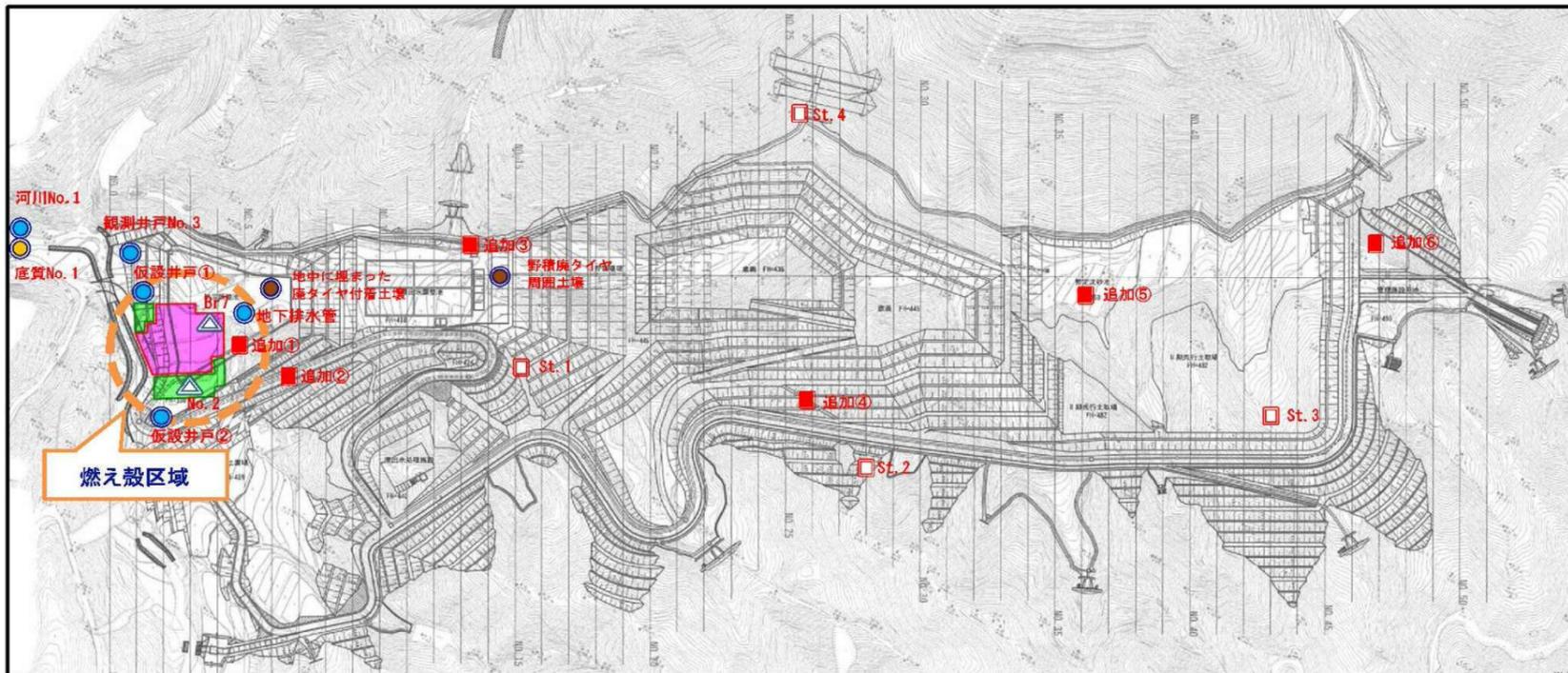
測定項目	単位	定量下限	基準値	No. 1 (恵下谷川)				No. 2 (恵下谷川)				No. 3 (水内川)				No. 4 (水内川)				No. 5 (不明谷川)				No. 6 (不明谷川)				No. 7 (水内川)				
				5月30日	8月28日	11月13日	2月8日	5月30日	8月28日	11月13日	2月8日	5月30日	8月28日	11月13日	2月8日	5月30日	8月28日	11月13日	2月8日	5月30日	8月28日	11月13日	2月8日	5月30日	8月28日	11月13日	2月8日	5月30日	8月28日	11月13日	2月8日	
天候	—	—	—	晴	晴	晴	曇り	晴	晴	晴	曇り	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇り	晴	晴	晴	曇り	晴	晴	晴	曇り	晴	晴	晴	曇り
採取時刻	—	—	—	14:06	14:26	14:24	14:38	13:45	14:02	14:01	14:11	13:31	13:51	13:55	13:55	14:40	14:51	14:50	15:10	15:10	15:23	15:33	15:47	14:58	15:10	15:16	15:29	14:52	15:03	15:10	15:21	
気温	℃	—	—	25.0	26.2	11.5	0.5	24.2	27.5	11.0	2.1	31.2	29.8	17.0	7.8	28.0	29.0	16.1	4.2	27.5	24.0	11.0	0.3	28.1	29.0	12.0	2.7	28.1	31.0	14.1	2.8	
水温	℃	—	—	19.1	24.3	12.1	2.8	16.8	26.8	10.5	0.2	23.0	26.1	13.2	2.4	24.0	26.2	12.5	3.2	15.1	20.0	10.8	1.0	17.4	21.9	11.0	1.5	24.8	27.1	13.0	2.5	
水素イオン濃度	—	—	6.5～8.5	8.6	7.4	7.2	7.3	7.2	7.2	6.9	6.9	8.4	8.0	7.2	6.9	8.1	7.9	7.1	6.9	6.9	7.1	6.7	6.7	6.9	7.1	6.7	6.7	8.4	8.1	7.1	6.9	
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5	2	検出せず	0.8	検出せず	0.5	検出せず	0.6	検出せず	0.7	—	—	—	—	—	—	0.5	—	—	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
浮遊物質量	mg/L	1	25	6	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
溶存酸素	mg/L	0.5	7.5以上	9.2	7.8	10	12	9.5	8.5	11	14	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大腸菌群数	MPN/100mL	1.8	1000	790	1300	790	13	230	1700	330	49	—	—	—	—	—	—	790	—	—	—	230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カドミウム	mg/L	0.0003	0.003	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
全シアン	mg/L	0.1	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉛	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
六価クロム	mg/L	0.005	0.05	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
砒素	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総水銀	mg/L	0.0005	0.0005	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
アルキル水銀	mg/L	0.0005	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
PCB	mg/L	0.0005	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ジクロロメタン	mg/L	0.002	0.02	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
四塩化炭素	mg/L	0.0002	0.002	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	0.004	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	0.1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	0.04	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	0.006	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	0.002	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
チウラム	mg/L	0.0006	0.006	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
シマジン	mg/L	0.0003	0.003	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
チオベンカルブ	mg/L	0.002	0.02	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ベンゼン	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
セレン	mg/L	0.001	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	10	0.24	0.30	0.18	0.31	0.11	0.20	0.17	0.21	—	—	—	—	—	—	0.11	—	—	—	0.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ふっ素	mg/L	0.08	0.8	0.18	0.20	0.15	0.21	0.27	0.26	0.16	0.32	—	—	—	—	—	—	0.25	—	—	—	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ほう素	mg/L	0.01	1	0.01	検出せず	検出せず	検出せず	0.01	検出せず	0.01	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	0.05	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	—	—	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	1	0.10	0.052	0.025	0.020	0.033	0.022	0.021	0.018	—	—	—	—	—	—	0.017	—	—	—	0.016	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

生活環境項目の基準は、A類型を適用

### 3 燃え殻がある区域周辺の環境調査について

燃え殻がある区域周辺の河川水質、地下水水質等について調査を行い、ダイオキシン類、鉛ともに基準以下であることを確認しています。

#### (1)位置図



**【燃え殻区域(処理方法の区分)の凡例】**

- 埋立判定基準を超える燃え殻のエリア (掘削・袋詰めして、中間処理施設に搬出)
- 埋立判定基準以下の燃え殻のエリア (直接、管理型最終処分場に搬出)

**【調査地点凡例】**

- 水質(河川水、地下水)
- 河川底質
- 土壌(廃棄物)
- 表層土壌(環境影響評価)
- 過去のボーリング試料による廃棄物調査
- 表層土壌(追加)

#### (2) 周辺環境等の調査結果

##### 【A】及び【B】水質

・建設工事現場において、ダイオキシン類を含む燃え殻を確認したことから、建設現場の最下流部の河川及び地下水への影響を把握するため水質調査を実施しています。  
 ・調査方法については、ダイオキシン類は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境省告示第68号)」による方法、鉛は「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境省告示第59号)」に規定する方法で実施しています。

##### 【A】水質<河川>

調査地点	調査(採取)日	調査結果報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
			基準	基準	基準	基準		
河川No.1	H28.11.17	H28.12.15	0.30	1以下	—	—	ダイオキシン類は、基準以下でした。	
河川No.1	H29.3.17	H29.3.31	0.27	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質量(SS濃度) = 10mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.4.24	H29.5.25	0.21	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.5.19	H29.6.28	0.064	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.6.19	H29.7.14	0.061	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 8.1 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.7.19	H29.8.8	0.058	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質量(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.8.18	H29.9.6	0.044	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.9.15	H29.10.10	0.026	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.5 浮遊物質量(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.10.16	H29.11.8	0.028	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.11.13	H29.12.5	0.026	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.12.13	H30.1.11	0.025	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.1.19	H30.2.9	0.019	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.2.20	H30.3.13	0.020	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.3.15	H30.4.5	0.017	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.4.10	H30.5.1	0.200	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.6 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

※今後も、月1回のペースで水質調査を実施します。

【B】水質<地下水>

調査地点	調査(採取)日	調査結果報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H29.8.18	H29.9.6	0.018	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.8.18	H29.9.6	0.095	1以下	0.001	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質量(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.8.18	H29.9.6	0.088	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H29.9.15	H29.10.10	0.018	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.9.15	H29.10.10	0.12	1以下	0.004	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質量(SS濃度) = 4mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.9.15	H29.10.10	0.15	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.3 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H29.10.16	H29.11.8	0.019	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.8 浮遊物質量(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.10.16	H29.11.8	0.047	1以下	0.001	0.01以下	pH = 6.4 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.10.16	H29.11.8	0.18	1以下	0.001	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質量(SS濃度) = 28mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※試料採取日の前日からの雨により、濁りが発生したため、参考値です。
観測井戸No.3	H29.11.13	H29.12.5	0.017	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.11.13	H29.12.5	0.12	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.11.13	H29.12.5	0.086	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.4 浮遊物質量(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H29.12.13	H30.1.11	0.09	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.12.13	H30.1.11	0.042	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.12.19	H30.1.11	0.19	1以下	0.001	0.01以下	pH = 5.5 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.1.19	H30.2.9	0.025	1以下	0.002	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質量(SS濃度) = 30mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※観測井戸周辺での土工事の影響により、濁りが発生したため、参考値です。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.1.19	H30.2.9	0.034	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.6 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.1.19	H30.2.9	0.16	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.5 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.2.20	H30.3.13	0.028	1以下	0.001	0.01以下	pH = 6.9 浮遊物質量(SS濃度) = 6mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.2.20	H30.3.13	0.050	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.6 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.2.20	H30.3.13	0.085	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質量(SS濃度) = 4mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.3.15	H30.4.5	0.180	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.5 浮遊物質量(SS濃度) = 12mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.3.15	H30.4.5	0.043	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質量(SS濃度) = 4mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.3.15	H30.4.5	0.096	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.4 浮遊物質量(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.4.10	H30.5.1	0.220	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.3 浮遊物質量(SS濃度) = 6mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.4.10	H30.5.1	0.180	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質量(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.4.10	H30.5.1	0.063	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.3 浮遊物質量(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

※今後も、月1回のペースで水質調査を実施します。

※地下水の水質結果については、H29.8~H30.5を明示しています。